

ディーゼル者に備える一酸化炭素等発散防止装置に係る保安基準第 31 条
第 14 項第 2 号及び第 3 号の適用について

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 12 年運輸省令第 31 号）により、軽油を燃料とする自動車に対しても、一酸化炭素等発散防止装置の遮熱装置及び警報装置の装備義務を内容とする熱害対策要件が適用されることとなっているところである。

しかしながら、ディーゼルエンジンについては、ガソリンエンジンに比べ排気温度が低く、失火も発生しないことから、また、連続再生式 D P F（フィルターで捕集した粒子状物質（P M）を外部電源等を用いずに触媒の作用により連続的に除去する装置）にあっては装置の機能上断熱構造とする必要があり、外部への熱影響がないことから、軽油を燃料とする自動車であって下記に掲げる一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車については、当分の間、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）第 31 条第 14 項第 2 号に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び同項第 3 号に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととしたので了承されたい。

なお、ディーゼル車に備える一酸化炭素等防止装置の熱害対策に係わる取り扱いについて（平成 13 年 11 月 20 日付け国自環第 221 号）は廃止する。

記

1. 後処理装置を用いないもの
2. 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの
3. 触媒方式による連続再生式 D P F であって次のいずれかに該当するものを用いるもの
 - （ 1 ） フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御（以下「強制再生制御」という。）を行う構造であり、強制再生制御機能に支障が生じた場合に、保安基準第 31 条第 14 項第 4 号に規定する警報装置が作動するもの
 - （ 2 ） 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子物質が堆積しない構造のもの